(その1)



令 和 4 年 分 (平成 年 月 日開催分)

(ふりがな)	みとかずのりこうえんかい	政治団体の区分
1 政治団体の名称	水 戸 一 徳 後 援 会	□ 政 党 □ 政治資金規正法第18条の2第 □ 政 党 の 支 部 1項の規定による政治団体
	最上郡鮭川村	口政治資金団体がその他の政治団体
2 主たる事務所の 所 在 地	大字曲川365番地の5	□ その他の政治団体の支部
-		活動区域の区分
3代表者の氏名	工藤正和	□ 2以上の都道府県の区域等 ☑ 同一の都道府県の区域内
-		資金管理団体の指定の有無国会議員関係政治団体の区分
4 会 計 責 任 者 の 氏 名	水戸光隆	│ □ 両 有
4の氏名_		竹 無
		□ 政治資金規正法第19条の7第1項第 ○日にほる日本第月間をおめる
		2号に係る国会議員関係政治団体
事務担当者の氏名		資金管理団体 公職の候補者
		の届出をした
	<u> </u>	ものはも
(電話)	0233-55-3625	
		資金管理団体の指定の期間 国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間
(電話) 携帯電話	舌 090-2277-2138	平成 年 月 日から 平成 年 月 日から
		平成 年 月 日まで 平成 年 月 日まで

# 収 支 の 状 況

#### 1 収支の総括表

<b>ベスツ約加払</b>	H
収 入 総 額	0
(前年からの繰越額)	0
(本年の収入額)	0
支 出 総 額	0
翌年への繰越額	0

### 2 収入項目別金額の内訳

			1
(1) 個人(	の負担する党費又は会費		
	THE TOTAL PROPERTY.		円
	<b>⇔</b> ∓	0	
金	額		一丁一
		l N	
員	数 数	U	

(2) 寄附					
ア 寄附(イを除く。)の区分		金	額		備考
(ア) 個人からの寄附				0	
(うち特定寄附)	(			0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附				0	
(ウ) 政治団体からの寄附				<u> </u>	
小計 (ア)+(イ)+(ウ)				<u> </u>	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	(			<u> </u>	
イ 政党匿名寄附				<u> </u>	
合計(アナイ)				U	

(その17)

## 資産等の状況

#### 1 資産等の総括表

資産等の項目別区分       有 無 備考         イ建       ・ 「															-							
	資	産	等	Ø	有	無														· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
ア土         イ建       物 口						 資 産	等	<b>の</b> 項	<b>夏</b>	別	区	分								有	無	備考 ———
イ建       物 口       ビ         ウ建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権       口         エ取得の価格が1000万円を超える施設の利用に関する権利       近         カ金       銭       信       託       口       近         サ取得の価格が100万円を超える施設の利用に関する権利       口       近       上	ア	<u></u> 土							<del></del>					····	····				地		四	
ウ建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権       □       近         エ取得の価格が1000万円を超える施設の利用に関する権利								<u> </u>		<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>		····							物		ď	
エ取 得 の 価 格 が 1 0 0 万 円 を 超 え る 動 産 □ □ □ □	ļ		物の	——— 所 <i>;</i>	 有 を	 目 的	ے	す・	る 地	上	—— 権	又	は	土	地	の	賃	借	権		回	
オ 預金 (普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金 (普通貯金を除く。) □       凹         力金       銭       信       託       □       凹         キ有       価       証       券       □       Ú         ク出       資       に       よ       る       権       利       □       凹         ケ貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金□       凹       □       凹          凹       凹       中取得の価格が100万円を超える施設の利用に関する権利□       凹									0	万	——		ŧ	超	<u></u> え		5	動	産		世	
力金     銭     信     託     □       キ有     価     証     券     □       ク出     資     に     よ     る     権     利     □       ケ貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金     □     凹       コ支払われた金額が100万円を超える施設の利用に関する権利     □     凹       サ取得の価格が100万円を超える施設の利用に関する権利     □     □							預 金	 を 除	<b>〈</b> 。	—— ) 又	しは	—— 貯 金	· ( i	—— 普 通	貯	<del></del> 金を	: 除	<b>〈</b> 。	)		四	
キ有     価     証     券     口       ク出     資     に     よ     る     権     利     口       ケ貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金     口     位       コ支払われた金額が100万円を超える施設の利用に関する権利     口     位       サ取得の価格が100万円を超える施設の利用に関する権利     口     位	<u> </u>								-	<u></u>				<del></del>					託		囡	
ク出 資 に よ る 権 利 □       ク 賞 付 先 ご と の 残 高 が 1 0 0 万 円 を 超 え る 貸 付 金 □       コ 支 払 わ れ た 金 額 が 1 0 0 万 円 を 超 え る 敷 金 □       サ 取 得 の 価 格 が 1 0 0 万 円 を 超 え る 施 設 の 利 用 に 関 す る 権 利 □    The property of the contraction of the contracti	<u> </u>											—— 証					<del></del>	<u></u>	券		r	
ク田     質付先ごとの残高が100万円を超える貸付金     ロ       コ支払われた金額が100万円を超える施設の利用に関する権利     ロ       サ取得の価格が100万円を超える施設の利用に関する権利     ロ				250											<del></del> ;	 権			利		应	i
ケ貸付先ごとの残高が100万円を超える敷金       コ支払われた金額が100万円を超える施設の利用に関する権利       サ取得の価格が100万円を超える施設の利用に関する権利								. 4			— F		<u></u> を					<del></del> -			M	
コ支払われた金額が100カロを超える施設の利用に関する権利         サ取得の価格が100万円を超える施設の利用に関する権利	7	貸 ——	付 先 ———	;	<u>ح</u>											<del></del>					/	
サ取得の価格が100万円を超える過数の利用に属う。1200円	=	支	払 る	りれ	た	金名	負 が	1	0	0	万	円	<u>を</u>	: 起	<u></u>	<b>ス</b>	<u>も</u>	<u></u> 叛	亚			
シ借入先ごとの残高が100万円を超える借入金 ロ 立	サ	—— 取	得の	価 格	が 1	0 0	万円	1 を	超え	る	施	設 0	つ 利	用	15	関	す・	る 権	利		ď	
	シ	—— 借	——— 入 先	; =====================================	ے ح	——— )	高が	<b>†</b> 1	0	0	万	円	を	超	え	る	借	入	金		世	

### 宣誓書

添付書類(別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)
  - この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 5年2月14日

政治団体の名称 水戸一徳後援会

会計責任者の氏名 水戸光 階

※代表者の氏名

(備考) 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

※政治団体が解散した場合には、解散年に係る本様式の「※代表者の氏名」欄にも記名押印又は本人が署名をすること。